

令和2年9月3日

一般社団法人 日本美容外科学会（JSAPS）

一般社団法人 日本抗加齢医学会

公益社団法人 日本美容医療協会

「美容医療をオンライン診療で行うクリニックのトラブル」

に関する学会共同声明

昨今、美容医療をオンライン診療で行う医療機関において健康被害や金銭トラブルが頻発していることから、独立行政法人国民生活センターが国民に対して注意喚起を発出しました。

この注意喚起を受け、一般社団法人日本美容外科学会（JSAPS）、一般社団法人日本抗加齢医学会及び公益社団法人日本美容医療協会は、国民の皆様と学会及び協会会員に対して共同で見解と声明を発表いたします。

- 1 問題が指摘された医療機関のウェブサイトには、医療広告ガイドラインで禁止されている内容が掲載されていたと判断されるものがありました。治療の内容や効果について患者を誤認させるおそれがあるビフォーアフター写真の広告や費用を強調した広告は、ガイドラインで禁止されています。
- 2 オンライン診療ガイドラインに沿わない不適切な診療が行われていたと判断されるクリニックがありました。痩身治療としては未承認の糖尿病治療薬（GLP-1 受容体作動薬）をオンライン診療のみで処方し、痩身目的で患者に自己注射させていたクリニックの中には、治療により生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報提供がなされていないと認められる事例がありました。また、薬剤の説明や問診、薬剤の使用法の指導が不足していたと認められる事例や、薬剤管理が不適切であったり副作用発生時の医師対応が不適切と認められる事例がありました。医薬品の使用は副作用のリスクを伴うもので

す。したがって、その処方に当たって医師は十分な説明と管理が義務付けられています。

- 3 現在、未承認の医薬品を医師が必要に応じて患者に投与することは必ずしも違法の評価を受けるわけではありません。しかし、国内で有効性と安全性の検証がなされた承認薬とは異なり、未承認薬はこれらが確認されたものではないことから、投与方法や副作用の発現等について特段の配慮が必要です。

私たちは、医療機関が医療広告ガイドラインやオンライン診療ガイドラインを遵守することなく、患者を誤認に導き、不安や健康被害を与える行為に断固反対します。

日本美容外科学会(JSAPS)、日本抗加齢医学会及び日本美容医療協会の会員は、医師法および医療法を含めた法規やガイドラインを遵守し、オンライン診療の基本理念を理解した上で、安全で最善な診療を行っているものと思えます。今後も、オンライン診療適用の可否を含めた医学的判断を行い、適切な医療を提供することにより、医師-患者間での信頼関係を築くことを、切に求めます。

以上

本件連絡先：

一般社団法人日本美容外科学会(JSAPS)事務局
〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号
新宿ラムダックスビル(株)春恒社学会事業部内

TEL : 03-5291-6231 / FAX : 03-5291-2176

E-Mail : office@jsaps.org